

## 教育委員会10月定例会会議録

1. 日 時 平成29年10月24日(火)午後4時00分
2. 場 所 ウララⅡ(7F) 会議室1
3. 出席委員 教 育 長 井 坂 隆  
職務代理者 小 原 芳 道  
委 員 橋 本 重 信  
委 員 説 田 賢 哉  
委 員 松 延 芳 子
4. 委員以外の出席者  
教 育 部 長 服 部 正 彦 教育総務課 根 本 卓 也  
学 務 課 望 月 亮 一 生涯学習課 今 野 修  
図 書 館 入 沢 弘 子 図書館副館長 大 貫 三 千 夫  
文 化 課 根 本 陽 一 スポーツ振興課 星 田 洋 一  
国体推進課 北 島 康 雄 指 導 課 鶴 田 由 紀 子  
生涯学習課主査 石 川 功
5. 議 題
  - (1) 議 案
    - ① 議案第22号  
土浦市教育委員会事務決裁規程の一部改正について (教育総務課)
    - ② 議案第23号  
土浦市教育委員会公印規則の一部改正について (教育総務課)
    - ③ 議案第24号  
土浦市図書館条例施行規則の一部改正について (図書館)
    - ④ 議案第25号  
土浦市上大津地区小学校適正配置検討委員会委員の委嘱について (学務課)
    - ⑤ 議案第26号  
土浦市生涯学習館の指定管理者の選定について (生涯学習課)
  - (2) 報 告
    - ① 平成29年10月1日付教育委員会の人事異動について (教育総務課)
6. 傍聴者 なし
7. 議事内容

教 育 長 定刻でございますので、10月の定例会を始めます。  
次第に沿って進めていきます。  
まずは報告事項をお願いします。

————— 9月28日以降の行事について報告 —————

教 育 長

次は、議案に入ります。議案第 22 号 土浦市教育委員会事務決裁規程の一部改正について、教育総務課お願いします。

教育総務課

それでは、資料の 4 ページをお願いいたします。

土浦市教育委員会事務決裁規程の一部改正についてでございます。1 番の改定の趣旨に記載のとおり、11 月 27 日の土浦市民ギャラリーの開館に当たりまして、施設長として同館長が新たに設けられるため、土浦市教育委員会事務決裁規程の一部を改正するものでございます。

内容につきましては、施設長の中に市民ギャラリー館長を加えるとともに、施設長の並びを機構順に改めるというようなものでございます。施行については 11 月 27 日からでございます。

7 ページをお願いいたします。

7 ページのほうは第 2 条第 1 項第 8 号の新旧対照表でございます。左側に記載のとおり、第 8 号に市民ギャラリー館長を加えるものでございます。また、第 8 条の中の施設長の並びが機構順ではなく、バラバラだったものを機構順で給食センターから順に並びかえ、見やすくしたというものでございます。

説明は以上でございます。よろしく申し上げます

教 育 長

規程の一部改正について、ご質問ございますでしょうか。よろしいですか。

教育総務課

それでは、議案第 23 号 教育委員会公印規則の一部改正について、お願いします。

それでは、資料 10 ページをお願いいたします。

こちら 11 月 27 日の市民ギャラリー開館に当たる規則の一部改正でございますが、公印としまして同館長印が必要となることから、教育委員会公印規則の一部を改正するものでございます。

(1) 番としまして、公印の種類及び管守者を機構順に改め、「土浦市民ギャラリー館長印」及び「市民ギャラリー館長」を加えるとともに、「土浦市立武道館長印」、こちら印が二つ誤記となっておりましたので、こちらを修正するものでございます。

また、(2) 番としまして、公印のひな形及び寸法を機構順に改め、市民ギャラリー館長印を新たに加えるものでございます。こちら 11 月 27 日から施行となるものでございます。

11 ページをお願いいたします。

11 ページの第 2 条の表中、中段以降、7 番の土浦市図書館の印から 19 番の土浦市教育相談室長の印、こちらを中段の 7 土浦市立学校給食センター印から 12 ページの 20 番までの土浦市教育相談室長印のとおり、こちらも機構順に並べかえるとともに、17 番に土浦市民ギャラリー館長の印を新たに追加するものでございます。

そして 12 ページの様式第 1 号中に、公印のひな形及び寸法がございましたけれども、こちらにつきましても、同じように機構順に並べかえるとともに、14 ページのほうをお願いします、14 ページの中段、17 番市民ギャラリー館長印がございましたけれども、こちらを新たに追加するものでございます。

すみません、訂正を一つお願いいたします。11 ページの下から三つ目、11 番土浦

市立図書館印の印が人の員になっていますので、印鑑の印のほうに訂正よろしく  
お願いします。

教 育 長

ただいま公印の規則について、追加及び順番を整理したということでございますが、  
何かございますでしょうか。

小 原 委 員

図書館長は図書館の印と図書館長印となぜ二つあるんですか。

教育総務課

図書館の印と館長の印、別に。

小 原 委 員

別なんですかね。

教 育 部 長

実質的に、そういう施設長の印のほかに施設の印があるんですが、土浦市も、土浦  
市長の印のほかに、土浦市印というのもあるんです。ただ、最近はめったに使わな  
いんですけれども、そこのところはよく調べて、市の印もたまに国との関係で使う  
こともあるんですが、そういうことで内容的に今回も廃印も検討はしたんですが、  
先々の使用の可能性も全くないというふうに断定的に判断できなかったものですか  
ら、とりあえず残しました。

小 原 委 員

わかりました。

教 育 長

次は、議案第 24 号 土浦市図書館条例施行規則の一部改正について、図書館願  
いします。

図 書 館

それでは、資料の 22 ページをお願いいたします。

土浦市図書館条例施行規則の一部改正についてでございます。改正の趣旨ですが、  
新図書館は 11 月 27 日のオープンに向けて今準備を進めているところでございま  
すが、こちらの図書館の条例につきまして、29 年、今年 3 月の市議会の定例会の  
ほうで議決を得まして、図書館条例の一部改正を先にさせていただいております  
が、この条例に基づき、管理運営等について必要な事項を定めるために、図書館  
条例の施行規則の一部改正をこのたびさせていただくものです。

なお、この規則の改正は新図書館のオープン日に当たります 11 月 27 日から施行  
させていただく予定であります。

改正の内容が資料の 2 番のほうに、(1) から (16) まで挙げさせていただいて  
おりますが、多岐にわたりますので、主なものを中心に説明させていただきます。

資料のほうは 23 ページ以降の新旧対照表に基づいてご説明させていただきます。

まず初めに、第 7 条の分館の休館日です。こちらのほうは、分館の休館日は公民  
館にあります分館ですので、公民館の休館日に合わせた形で変更はございませ  
んが、記載の方法がこれまで少し煩雑になっていた点をわかりやすく改めまして、  
休館日は月曜日、月曜日が国民の祝日に関する法律に基づき祝日に当たる場合は、  
その翌日を休館日とする。また、年末年始が 12 月 29 日から翌年の 1 月 4 日まで  
の日、また、国民の祝日、あとは特別整理ということにさせていただきます。

続きまして、25 ページの第 8 条分館の開館時間でございます。こちらは新図書館  
の開館に合わせて時間の変更がございします。四つの分館につきましては、新図書  
館が午前 10 時から夜 8 時までが平日の開館になりますので、開館時間をこれまで  
の 9 時半から改めまして、午前 10 時から夕方 5 時までということで変更させてい  
たいただきます。

続きまして、第 10 条、ページで 27 ページになります。館内利用、閲覧資料の変

更になります。こちらは図書館内で見ていただく資料に対しまして、旧図書館では館内利用申請書というものを貸出のカードとは別に提出していただいたことがございますが、これは旧図書館が生涯学習館の1階と3階と4階にフロアが大きく分かれていまして、途中で一回生涯学習館に入らないと図書館に行けないという都合がありましたので、持ち出し防止のためにこういった申請書を出していただいていたんですが、新図書館のほうでは全てICタグのほうで管理ができて、出口が1カ所になりますので、そういった心配もございませんので、旧図書館のときはいろいろなものに制限をかけさせていただいていたんですが、新図書館では、郷土資料と呼ばれる土浦の歴史等わかることができる貴重資料のみ使っていただくときは館内利用申請書というものを提出していただくという形に変更させていただいております。

続きまして、第11条館外利用の手続です。こちらは28ページでございます。こちらは新図書館のほうで本を借りていただくときの利用カードのデザインを様式を変更いたしますもので、それに伴いまして規則の改正になっております。また、これまで使っていたカードも引き続きご利用できますので、その要綱についての改正ということになります。

続きまして、29ページをお願いいたします。こちらは第12条の改正で、図書の貸し出しの利用数量及び利用時間の改正でございます。こちらは、これまでの旧図書館では、図書資料が1人10冊以内、録音資料、CDが1人4点以内、映像資料、DVDが1人2点以内で、資料の利用期間が貸出日から15日以内というふうに設定しておりましたが、改正によりまして、図書のほうは10冊で変わりませんが、CDとDVD合わせまして視聴覚資料としまして1人3点以内、紙芝居が1人2点以内、貸出日は同じく15日というふうに改正させていただいております。

こちらのほうはCD、DVDが変更がございますが、DVDがお子様を中心に大変人気がございますので、一部の利用者の方にDVDの貸出が多少偏ってしまっていたというこれまでの傾向がございますので、点数に変更いたしまして、より多くの市民の方に借りていただけるようにという趣旨のもとに、変更させていただいております。

続きまして、第14条、30ページをお願いいたします。こちらは団体利用です。団体利用のほうは大きな改正はございませんが、これまで団体登録をしていただくときに大体の名簿を添えていただいていたんですが、より多くの団体に借りていただくということで、団体名簿の添付という項目を今回外させていただいております。

続きまして、31ページをお願いいたします。

第15条利用カードの有効期限の廃止でございます。こちらは、これまでの利用カードは5年を経過するごとに、内容の確認とカードの更新、新しいカードの再交付という形をとらせていただいていたんですが、新図書館のほうではこれまでの紙のカードからプラスチックのカードになりますので、5年ごとの再交付ではなくて、ある程度長い年月で破損まで使っていただけるカードに変更になりますので、カードの再交付ではなくて、5年ごとに有効期限を迎えたときに登録内容確

認をさせていただくという形で改正させていただいております。

続きまして、第 18 条の複写サービスの提供になります。こちらが 32 ページお願いいたします。新図書館のほうでは、これまでの通常の図書等の複写に加えまして、商用データベースと呼ばれます、例えば朝日新聞ですとか、日本経済新聞などの過去の新聞データ記事が見られるようなインターネット端末をご用意いたしますので、そちらの情報をコピーサービスの一環に加えるということで改正をさせていただいております。利用料金等は変わらずに基本 1 枚 10 円ということでできる形になっております。

続きまして (15) 番の第 21 条から第 25 条になります。資料は 33 ページ以降をごらんください。こちらは先に改正いたしました条例のほうで研修室の使用料を設定させていただいております、恐縮ですが、37 ページのほうの図面が載っているページを見ていただきたいんですが、新図書館のほうでは、37 ページにございます 3 階にあります小規模なほうの定員 15 名程度の研修室 1、2 と、4 階にございます約 50 名程度使用ができます研修室 3、4、合わせて四つの研修室を一般にも貸し出しできるようにというふうにして計画して整備を進めております。こちらの条例で料金設定のほうをさせていただいておりますが、その運営規則の制定になります。

基本的に、こちらの研修室なんですが、生涯学習館や公民館とは図書館という施設上の性格が少し異なりますので、条例のほうで、研修室については図書館の事業及び運営に支障がない場合で、その使用の目的が図書館が奨励します生涯学習の振興のための活動であると認められるときに限り、ほかに使用させることができるとさせていただいておりますので、どういった活動にもお貸しするということは、公民館とは若干違うということをまずご理解いただければと思います。

研修室の貸し出しについては、33 ページのほうに戻っていただきまして、21 条から使用の申請、使用の許可等項目として設定させていただいておりますが、34 ページの第 24 条使用料の減免のところ減免規定を設けさせていただいております。減免の規定ですが、(1) 番としまして、土浦市が主催または共催する場合は減免とさせていただきます。(2) として、国及び他の地方公共団体、学校を除いた地方公共団体が使用する場合、免除とさせていただきます。また、(3) で、市内にある学校が使用する場合、免除。(4) としまして、災害そのほか緊急やむを得ない事態の発生により使用する場合、免除。また、(5) として、図書館が奨励する活動を行うことを目的として市内の団体が使用する場合、免除。(6) 番で、前各号に挙げるもののほか、教育委員会が特に必要であると認める場合、5 割の減額または免除というふうに減免規定を設けさせていただいております。25 条はその使用料の返還等の規定になります。

説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

教 育 長

いま説明がありました図書館条例施行規則の一部改正について、何かございますでしょうか。

説 田 委 員

中身のことでなくて、運用上の参考に教えていただきたいんですけども、例えば館外利用の手続を経ないで外に出ようとしたとき、ICタグかなんかでドアがクロ

一ズされるかなんかだと思うんですけれども、そこでとまった人に対してはどういうアドバイスというか、お話しするののかというのが一つと、会議室とかの使用料の減免の件なんですけれども、市とかが共催するイベントの前段の打ち合わせとか実行委員会とかで使うときは減免になるのか、ならないのかというのを決まっていれば教えてください。

図 書 館

まず、運用上の館外貸し出しのほうなんですけど、委員おっしゃるとおり、盗難防止というか、DDSと呼ばれるものが入り口にありますので、そこで貸出処理をしていない本を間違ってお持ちになった場合は、警報とかが鳴ると物々しくなってしまうので、女性の声で「貸し出しはお忘れではございませんか。カウンターにお戻りください」というようなアナウンスをするようにしております。その場合、カウンターのスタッフとしましては、やはり貸出をお忘れになった資料ございませんかと、あくまでお忘れになっていませんかというお声かけを、実際、新治の分館には先に試行的につけさせていただいてまして、そういう形でやってこれまで大きなトラブルというか、そういったことは起きていませんので、新図書館でもそのような対応を考えております。

2番目のほうの研修室の、市が共催する事業の事前の打ち合わせということなんですけど、こちらは共催するイベントとはまた違うことになるかと思うんですけど、正式にはまだ決まってないんですけど、その内容を申請のときに確認させていただいて、そういった場合は借りていただけるんじゃないかなと思います。これから決めさせていただきます。

説 田 委 員  
教 育 長

わかりました。ありがとうございます。

そのほかございますか。よろしいですか。

次が議案第 25 号 土浦市上大津地区小学校適正配置検討委員会委員の委嘱について、学務課お願いします。

学 務 課

資料のほう、40 ページのほうをお願いいたします。

先月の定例会の中でもご説明申し上げましたが、上大津地区の小学校の適正配置につきまして、現在の状況について、各学校ごとに保護者の方、そして地域の方に説明会を実施してきました。その結果について、先月定例会の中で報告をさせていただいております。今後の進め方などにつきましてもご報告を申し上げましたが、今般、土浦市上大津地区小学校適正配置検討委員会を設置するに当たりまして、委員の委嘱をするものでございます。

表にありますとおり、学識経験者、それから保護者の代表、小中学校の代表、地域の代表ということで、それぞれ教育委員会のほうで委員の選出をしたものでございます。来月の 17 日に第 1 回目の適正配置の検討委員会を開催する予定になってございますので、委員の委嘱についてご協議をお願いするものでございます。よろしくをお願いいたします。

教 育 長

ただいま上大津地区の適正配置検討委員の委嘱についての説明がありましたけど、ご質問ございますでしょうか。

小 原 委 員

女性が 1 人しか入ってないって、女性をもう少し、保護者のほうから入ってもらったらいんじゃないですか。男ばかりなので。

学 務 課 ありがとうございます。おっしゃるとおり、こういった審議会とか協議会のほうも女性の選出というものは必要かなと思っておりますが、結果的に、やはり保護者の代表につきましては学校のPTA組織の代表者ということで、この協議のほうが約2年間にわたるものですから、今後もPTAの中心として活躍いただける方ということで、会長もしくは副会長ということで男の方のみになっております。

また、地域の代表についても、住民代表ということで地区長さんということになってしまうものですから、こういったメンバーになってものでございます。

小原委員 そうなんでしょうけれども、副会長さんは女性もいるんじゃないですか。

学 務 課 学校によってはいるかとは思いますが。

小原委員 次期会長になる人が入ってきたんですか、副会長というのは。

学 務 課 委員おっしゃるとおり、副会長については来年度会長ということでほぼ決まっているような方でございます。

教 育 長 土浦市の審議会等の委員に関する件では30%ですよ。

学 務 課 あるかと思えます。

教 育 長 ただ、今回の件は審議会ではなくて、検討委員会であって職的などところがあるので、樋口先生以外は基本的にその職にある人、そこに男性が多いということですよ。これ、任期は2年でしたっけ。

学 務 課 はい、2年間で予定をしております。

教 育 長 地区長さんも、女性はゼロに近いですよ。

学 務 課 ゼロではないと思うんですが、女性の区長さんもいらっしゃいます。

小原委員 もうそれはしょうがないですね。やむを得ないでしょう。

教 育 長 内容が重い話なので、その職にある人にやってもらうのがいいという学務課の判断ということですか。松延さん、どうですか。

松 延 委員 PTA会長さんを含め、学校単位で話し合われた結果ももちろん持っていただくのだと思いますので、こういう形でいいのかなと思います。

教 育 長 それでは原案どおりで進めるということによろしいですか。

小原委員 はい。

教 育 長 ありがとうございます。続きまして、議案第26号 土浦市立生涯学習館の指定管理者の選定について、生涯学習課お願いします。

生涯学習課 44 ページお願いいたします。委員の皆様には本日差しかえ書をお手元に配付させていただきました。そちらのほうをごらんいただければと思います。

文京町にございます土浦市生涯学習館につきましては、平成22年度から土浦市産業文化事業団が指定管理者として管理運営を行ってまいりましたが、平成30年3月31日をもって指定期間が満了となることから、平成30年4月1日以降の指定管理者を選定するものでございます。

指定管理者の候補でございますが、2番の指定管理者の候補者の記載にありますとおり、現在、当該施設について管理を行っております一般財団法人土浦市産業文化事業団に指定管理者を30年以降も継続していきたいと考えております。

3番選考理由でございます。生涯学習館につきましては、市民の生涯学習の拠点の一つといたしまして、産業文化事業団がその目的の一つである文化の豊穡を図

るため、講座の開講や同好会活動の支援を行うなど、平成 22 年度から積極的に生涯学習活動を行っている実績がございます。また、事業の運営の知識と経験も有していることから、継続して指定管理者の候補として選定したいと考えております。

施設の概要につきましては、4 番の記載のとおりでございます。

指定の期間につきましては、5 番の記載のとおり、平成 30 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日までの 3 年間としたいと考えております。

今後のスケジュールになりますが、選定していただきました指定管理者につきましては、12 月の議会で承認をいただき、その後協定を結んで 4 月から施設の管理を行っていく予定でございます。

以上につきまして、ご承認をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

教 育 長 生涯学習館の指定管理者の選定について説明がありました。何かございますでしょうか。

橋 本 委 員 管理者の選定はこれで僕はよろしいかと思うんですが、この間、生涯学習館を利用させてもらって、今いろいろな所を耐震とかやっているんですけども、入って少し暗すぎるんです。だからあの辺をきれいに生涯学習館でこの先どうするんだろうというふうに思ったんですが、駐車場とかあの辺を含めて、何かそういう考えはあるんですか。

生涯学習課 生涯学習館、あそこの建物全体が生涯学習館なんですけれども、こちらのほうにつきましては現在のとおりに使っていこうと考えております。利用の面ですが、こちらのも指定管理として産業文化事業団をお願いしている中で、そういったことを改善できればと考えております。

教 育 部 長 市の施設全体については、市長部局、企画サイドで全体的に総量を減らしていこうというような考え方を今整理しているところがあるので、先の部分についてはまだ確定的な話はできないところも若干はあります。ただ、当面はその計画の位置づけができるまでは使っていこうという考えでおります。なかなか新築は難しいと思います。

橋 本 委 員 可能な限り使っていこうと。

教 育 長 それでは、生涯学習館関係はこの程度でよろしいですか。確認ですが、議案は全て規則と、検討委員会、指定管理者ということで、教育委員会議決になりますので議会には行かないということですね。

教 育 部 長 指定管理は議会のほうに承認を得る形になります。

教 育 長 26 号は議会承認、それ以外は決定ということですか。

教 育 部 長 大丈夫です。

教 育 長 ということですので、よろしくお願いいたします

報告事項をお願いします。

教 育 総 務 課 46 ページをお願いします。

10 月 1 日付で、ことし 4 月 1 日に新規採用されました国体推進課の中山 愛さんが正式に配属となりましたので、報告させていただきます。

教 育 長 よろしいですか。その他ございますでしょうか。



## 図 書 館

文書をお配りしました「新図書館、市民ギャラリーにおける駐車場・駐輪場の運営について」というページ1枚の資料をごらんください。

こちらは11月に開館を予定しております新図書館と市民ギャラリーにおけます、こちらの両施設を利用していただいた利用者の方の駐車料金や駐車料金の無料化措置につきまして、運営のほうの方針が定まりましたので、ご報告いたします。

まず、1番としまして、両施設が入りますアルカス土浦の駐車場等の概要でございます。自動車のほうが台数で一般の方が利用できるのが66台、バイクが13台、自転車は89台になります。

駐車料金なんですが、こちらは表の下のほうに記載させていただいておりますとおり、アルカス土浦の施設管理は土浦市を初めとしますあの施設の権利者になります。そなた銀行さんとESTさん、こちらは思学舎という学習塾さんですが、施設権利者で構成されます管理組合という組織によって駐車料金等が決定されるため、現時点では土浦市が示した案ということでご理解ください。

まず、自動車のほうですが、朝の8時から夜の19時までが20分100円、1時間換算で1時間300円の料金になります。最大何時間という上限設定はございません。夜の19時から翌朝の8時までの時間が30分100円ということで、1時間に換算しますと1時間200円の駐車料金で、こちらは最大上限で700円という設定になっております。バイク、自転車のほうは、時間は終日使える形になりまして、バイクのほうが4時間までが300円、自転車のほうが4時間までが100円というふうな設定にさせていただいております。

2番になります。図書館、ギャラリーを利用した方への駐車料金無料化サービスですが、こちらは利用者の方の利便性の向上を目的にしまして、駐車場の無料化サービスを実施したいと考えております。

これによりまして、図書館、ギャラリーの機能が十分に発揮されまして、より施設の魅力度が上がるという効果が期待されております。また、駐車料金がある程度無料になることで、施設が気軽に利用できまして、多くの人たちを駅前には集客できる、ひいては中心市街地の活性化のお手伝いに寄与できるというふうな考えをしております。

無料化対象となります駐車場の一覧が一番下の表になります。まず、自動車のほうですが、アルカス土浦の駐車場に加えまして、市営の駅西口駐車場と市営の駅東口駐車場でございます。

無料時間ですが、アルカスと西口のほうが最大2時間まで、図書館、ギャラリー合わせて最大2時間まで無料になります。東口のほうが最大3時間まで借ります。これによりまして、図書館の利用者で考えますと、約2時間までで全体の8割ぐらいの方は図書館利用が2時間以内で収まっているという他市のデータがございますので、おおよその方はこちらでカバーできるかと考えております。また、3時間になりますと、この割合が93%ぐらいまで上がりますので、図書館利用に関してはほぼ大体の方がご自身の利用時間を無料で過ごせるというふうな想定になります。

バイクと自転車のほうは、アルカス土浦内の無料化措置で4時間までは無料とい

うことで、こちらは、自転車などは近隣の中高生等を考えますと、学校が終わった後にすぐ図書館に来ていただいて、閉館まで来ていただいても2時間ぐらいというふうに想定されますので、平日の利用では、中高生は無料で使っていただけるというような考えに基づいて設定させていただいております。こちら、駐車料金のほうは今後の管理組合のほうの総会で正式に決定されて運用されることとなりますが、無料化措置のほうは市のほうの無料化になりますので、市の方針で進めさせていただきたいと考えています。

以上です。よろしく申し上げます。

教 育 長

ご質問等ございますか。よろしいですか。そのほか説明ございますか。では、次回の予定をお願いします。

教育総務課

次回ですけれども、12月の議会の前月になりますので、11月21日火曜日、議案の関係で第3火曜日ですけれども、11月21日火曜日16時からお願いしたいと思います。

それと、一般質問の受付が27、28にありまして、そちらの質問の際の協議ということで、臨時の委員会を12月4日月曜日、17時から予定のほう入れていただければと思います。

教 育 長

確認します。今回は11月21日火曜日16時から、議会の一般質問の内容によっては12月4日月曜日の17時から、よろしいでしょうか。

そのほかございますか。なければ、以上で定例会を終わります。ありがとうございました。